

2026年
対策

旅行 3

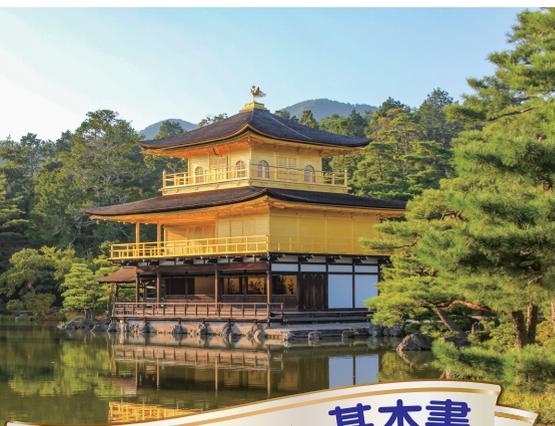
業務取扱管理者試験

標準

テキスト

国内旅行実務

国内・総合受験対応



合格ノウハウ満載の**基本書**

試験にでる国内運賃・料金は
この1冊でマスター!



これで合格

JRや国内航空
の**制度変更**に**対応**

資格の大原 旅行業務取扱管理者講座 編著
大原出版

資格
の大原

2026年
対策

旅行 業務取扱 管理者試験

標準

テキスト

3

国内旅行実務

国内・総合受験対応



実践的に学べる「例題」と「計算」

規則や計算手順をスムーズに理解できます！

規則や計算方法等が確認できる「解説（本文）」に加え、解説に沿った事例がわかる「例題」と「計算」を掲載！

基礎知識だけでなく計算手順もしっかり着実に身につきます！

STEP

01

解説

まずは「解説（本文）」で規則や計算方法等の知識を学習！

Section 1 運賃計算の基礎

1-1. 運賃計算の原則

JRの運賃計算は、原則として、旅客が実際に乗車する経路及び発着の順序により、各駅間に定められた距離（キロ数）を加算し、その区間に該当する運賃表から求める。

運賃は、基本的に、乗車区間が長くになればなるほど運賃が割安になる。これを「遠距離割減」という。

運賃計算する場合は、行程が片道で連続して乗車する場合に限り、距離を全算して運賃を算出する。

行程の全部又は一部が往復となる場合は、折り返しとなる駅でキロ数の運賃を打ち切って、区間を分けて運賃を算出する。

JRの運賃計算の手順は以下の通りである。

- 【手順1】 実際に乗車する区間の距離（キロ数）を求める。距離計算の際に生じる1キロ未満は1キロに切り上げる。
- 【手順2】 距離（キロ数）を該当する運賃表に照らし合わせて運賃額を求める。

規則や計算方法等の知識を
分かりやすく解説！



STEP

02

例題

インプットした知識を使って「例題」にチャレンジ！

解説（本文）の確認だけでなく、本試験で狙われやすいポイントや引っ掛かりやすいポイントを実践的に学べます！

【例題5】JR東海内



【資料5】

※ JR東海内の幹線の普通運賃表

営業キロ（運賃計算キロ）	片道運賃
161km ~ 180km	3,080円
181km ~ 200km	3,410円

易しいものから
難しいものまで、
様々な問題を収録！



STEP

03

計算

例題の「計算」から計算問題の解き方や考え方を理解！

計算が苦手な方でもわかりやすく、安心して学習できます。

【計算5】

(名古屋～高山) $30.3\text{キロ} + 150.0\text{キロ} = (\text{運})180.3\text{キロ}(\text{切り上げ}) \rightarrow 181\text{キロ}$

〔JR東海内の幹線の普通運賃表〕 $\rightarrow 3,410\text{円}$

(小児: $3,410\text{円} \div 2 = 1,705\text{円} \rightarrow \text{端数整理} \rightarrow 1,700\text{円}$)

POINT!!
[2]

JRダイヤ改正・国内航空の制度変更に対応

いち早く最新情報に対応したテキストで安心！

JR運賃・料金計算と国内航空運賃・料金計算は、2026年3月JRダイヤ改正（JR東日本の運賃改定を含む）、および2026年度上半期の規則改正（ANAの規則改定を含む）に対応しています。



最新のJRダイヤ改正、国内航空の制度変更に合わせてテキストの内容も改訂！

POINT!!
[3]

受験のノウハウが満載

🚗 「科目別の学習方法」「Categoryごとの学習ポイント」がセットの学習ガイド

🏠 「出題傾向と対策」が一目でわかる
出題項目一覧表

Section 4 国内運賃・料金計算 出題項目一覧表

(※) 令和6・7年度の「国内」は協会が公表した出題例の問題の傾向となります。

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	総合	国内								
JR運賃・料金計算										
旅客の年齢区分	×	○	×	×	○	○	×	○	×	×
運賃計算の基礎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本州3社とまたがる場合	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
通過連絡運賃	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
運賃計算の特例	○	○	○	×	×	×	○	○	×	○

POINT!!
4

確認テスト「ポイントチェック」掲載

過去の問題から厳選した問題を「ポイントチェック」として掲載。

学習内容の復習や理解度の確認に役立ちます。

問 6. 大人 1 人、12歳の小学生 1 人、5歳の幼稚園児 1 人及び 2 歳児 1 人の計 4 人が、普通列車の普通車自由席で旅行するときに必要な乗車券の大人運賃と小児運賃の組み合わせのうち、正しいものはどれか。

- a. 大人 2 人と小児 2 人の運賃が必要
- b. 大人 1 人と小児 2 人の運賃が必要
- c. 大人 2 人の運賃が必要
- d. 大人 1 人と小児 1 人の運賃が必要

テキストを一通り学習後
理解度や苦手をチェック!



試験前の
力試しに!!

POINT!!
5

持ち運びしやすい本の大きさ

システム手帳 (A5 サイズ) と

同じ大きさなので、

持ち運びに便利です。



かばんに楽々収納できるので
どこでも気軽に学習できます

Section 1 本書の使用にあたって

1-1. 使用対象・作成時期について

国内旅行実務テキストは、総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験のそれぞれの国家試験に出題される「国内旅行実務：国内運賃・料金計算」について解説した両試験対策のための共用テキストです。したがって、両試験の合格を目指す受験生に共通でご使用いただけるように内容を編集しております。

本テキストは、2026年2月1日現在を基準として編集しております。なお、JR運賃・料金計算と国内航空運賃・料金計算は、2026年2月1日現在で判明している2026年3月ダイヤ改正及び2026年度上期の規則改正に対応しております。

1-2. 掲載内容について

総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験のそれぞれの国家試験に出題される「国内運賃・料金計算」の内容は以下のとおりです。

	総合	国内
JR運賃・料金計算	○	○
国内航空運賃・料金計算	○	○
宿泊料金計算	○	○
貸切バス運賃・料金計算	○	○
フェリー運賃・料金計算	○	○

(※) ○ = 出題範囲 ▲ = 出題範囲ではあるが出題頻度が低い

《受験生のためのオトクな情報をメルマガ配信》

試験にもでる！全国の祭り・行事情報などを月一配信。試験の最新情報や改正情報もわかります。ぜひご登録ください。

ご登録はこちらから ⇒ https://www.o-hara.jp/mail_magazine



2-2. テキストの活用方法

テキストは、重要論点を収録したインプット教材です。ここでは、『(1)講義を聴講するとき』、『(2)復習するとき』の2つに分けて、活用方法をご紹介します。

(1) 講義を聴講するとき

人間の記憶はすぐに薄れていくものです。そこで、講義を聴講するときには、講師が説明したポイントを「聴く」だけではなく、「**テキストにメモを取りながら、また、重要な部分はアンダーライン(マーク)を引きながら、講義を聴く!**」ことを、是非、お勧めします。このように学習上必要となる情報をテキストに集約しておけば、復習がより捗ることは間違いありません。

(2) 復習するとき

① テキストの読み返し

講義を聴講した後は、**記憶に残っている早い段階でテキストを一度読み返し、知識の整理整頓**を行きましょう。その際に、わからない箇所や疑問点があれば、メモを取っておき、講師に質問しましょう。質問事項はメモを取っておかないとわからない箇所がわからなくなってしまいます。「質問専用ノート」を作っておくことをお勧めします。

② テキストへの新たな書き込み

単にテキストを読み返しただけでは“合格”は勝ち取れません。テキストを読み返す以上に重要となるのがトレーニング問題集の書き込みです。そこで、**テキストを一読したら、すぐにトレーニング問題集を解き込みましょう。**トレーニング問題集を解き始めると「新たに理解できたこと」「よく間違えてしまう問題」などの発見があります。このようなときは、テキストにメモ書きやアンダーラインを書き加えるなどして、新たに気付いたことをテキストに集約していきましょう。

Category 1 JR運賃・料金計算

Section 1	旅客営業規則	P 2
Section 2	運賃と料金	P 3
Section 3	乗車券類の種類	P 4
Section 4	旅客の年齢区分	P 5

Category 2 JR運賃計算

Section 1	運賃計算の基礎	P 6
Section 2	JR各社とまたがる場合	P 14
Section 3	通過連絡運輸の取扱い	P 24
Section 4	運賃計算の特例	P 26
Section 5	割引運賃（個人割引）	P 44
Section 6	割引運賃（団体割引）	P 46

Category 3 JR料金計算

Section 1	料金計算の基礎	P 50
Section 2	特別急行料金（特急料金）	P 51
Section 3	座席指定料金	P 55
Section 4	グリーン料金・グランクラス料金	P 56
Section 5	寝台料金	P 59
Section 6	新幹線・在来線特急の通し計算	P 62
Section 7	東海道・山陽新幹線「のぞみ号」の特急料金	P 70
Section 8	九州新幹線の料金	P 73
Section 9	西九州新幹線の料金	P 82
Section 10	東北・北海道・北陸・上越の各新幹線の料金	P 84
Section 11	山形・秋田新幹線の料金	P 94

（※）往復・連続の乗車券は2026年3月で発売が終了します。往復・連続の行程利用の場合、2枚の片道乗車券を購入することとなります。

Category 4 JRその他

Section 1	運賃・料金の払戻し	P 100
Section 2	乗車券類の発売日	P 107
Section 3	乗車券類の有効期間	P 108
Section 4	途中下車の取扱い	P 110
Section 5	乗車変更の取扱い	P 110
Section 6	指定保証金	P 111
Section 7	団体乗車券の取扱い	P 111
Section 8	その他の取扱い	P 111
Section 9	特別企画乗車券	P 112
Section 10	時刻表の読み方	P 114

Category 5 国内航空運賃・料金計算

Section 1	各種運賃・料金	P 116
Section 2	航空券の取扱い	P 123
Section 3	航空券の払戻し	P 127
Section 4	空港コード（3レターコード）	P 136

Category 6 宿泊料金計算

Section 1	宿泊料金の基礎	P 138
Section 2	宿泊税	P 139
Section 3	子供料金	P 139
Section 4	計算手順	P 139
Section 5	時間外追加料金	P 140
Section 6	取消料	P 141

Category 7 貸切バス運賃・料金計算

Section 1	運賃計算	P 142
Section 2	料金計算	P 143
Section 3	端数処理	P 144
Section 4	旅客より収受すべき運賃・料金 及び運賃・料金の表示方法	P 144
Section 5	実費負担	P 144
Section 6	貸切バスの違約料	P 146

Category 8 フェリー運賃・料金計算

Section 1	小児の取扱い	P 147
Section 2	自動車航送運賃	P 147
Section 3	特殊手荷物運賃	P 147
Section 4	運賃・料金の払戻し	P 148

ポイントチェック

国内旅行実務ポイントチェック	問題編	P 150
国内旅行実務ポイントチェック	解答・解説編	P 186

(※) 2024年に「乗継割引」の取扱いが終了し、「乗継割引」の制度は廃止となりました。過去本試験問題を利用する際にはご注意ください。

Section 1 資格について

1-1. 「旅行業務取扱管理者」とは

選任	<p>「旅行者等は、原則として、営業所ごとに1人以上の一定の資格を有する『旅行業務取扱管理者』を置かなければならない」と法律（旅行業法）に定められております。</p> <p>※地域限定旅行者及び地域限定旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者については、業務量等を条件として、1人の『旅行業務取扱管理者』による複数の営業所の兼務が認められております。</p>
要件	『旅行業務取扱管理者』になるための一定の資格には、旅行業務取扱管理者試験の合格者が定められております。
職務	『旅行業務取扱管理者』は、旅行業務及び旅行サービス手配業務を取り扱う営業所において、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項についての管理・監督に関する事務を行わなければなりません。

『旅行業務取扱管理者』が管理・監督する事務（職務）の具体的な事項は以下になります。

①	旅行に関する計画の作成に関する事項
②	料金の掲示に関する事項
③	旅行業約款の掲示及び備え置きに関する事項
④	取引条件の説明に関する事項
⑤	書面の交付に関する事項
⑥	広告に関する事項
⑦	企画旅行の円滑な実施のための措置（＝旅程管理業務）に関する事項
⑧	旅行に関する苦情の処理に関する事項
⑨	契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
⑩	①～⑨に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

1-2. 「総合」「国内」「地域限定」旅行業務取扱管理者

旅行業務取扱管理者には、その取り扱うことができる業務によって、次の3種類が定められております。

総 合	日本全国と海外の旅行業務及び旅行サービス手配業務を取り扱うことができる。
国 内	日本全国の旅行業務及び旅行サービス手配業務のみを取り扱うことができる。
地域限定	拠点区域内(※)の旅行業務のみを取り扱うことができる。 (※) 営業所のある市町村(及び隣接する市町村)の区域内

1-3. 「旅行業務取扱管理者試験」

『総合旅行業務取扱管理者』『国内旅行業務取扱管理者』『地域限定旅行業務取扱管理者』になるために、国家試験である『総合旅行業務取扱管理者試験』『国内旅行業務取扱管理者試験』『地域限定旅行業務取扱管理者試験』が実施されております。

なお、『旅行業務取扱管理者試験』は、観光庁長官が実施するものでありますが、『総合旅行業務取扱管理者試験』は一般社団法人日本旅行業協会(JATA)、『国内旅行業務取扱管理者試験』は一般社団法人全国旅行業協会(ANTA)が実施しており、実際には旅行業協会によって実施されております。

※『地域限定旅行業務取扱管理者試験』は観光庁長官が実施しております。また、『地域限定旅行業務取扱管理者試験』は、試験科目(「旅行業法」「約款」「国内旅行実務」)から、航空運送や日本全国の地理等が省略されます。

Section 2 総合旅行業務取扱管理者試験 試験概要（例年）

① 受験資格

年齢・性別・学歴・国籍などに関係なく、誰でも受験することができます。ただし、過去に実施された旅行業務取扱管理者試験で不正行為を行い、一定期間受験が停止された者は受験することができません。

なお、同一年に総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験の両方を受験することができます。

② 受験案内

総合旅行業務取扱管理者試験は年1回実施されます。

受験手続期間	7月上旬～8月上旬
受験受付方法	受験申請方法はインターネットに限る。 試験実施団体の一般社団法人 日本旅行業協会（JATA） が指定するウェブサイトより申請する。
受験手数料等	受験手数料13,000円＋システム利用料660円
試験実施日	10月第4日曜日
試験地	北海道・宮城県・東京都・愛知県・大阪府・広島県・福岡県・ 沖縄県
合格発表日	12月上旬
試験実施団体	一般社団法人 日本旅行業協会（JATA） 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階 ☎03-3592-1277（試験係） ホームページ https://www.jata-net.or.jp/

（※）詳細は試験実施団体のホームページ等でご確認ください。

③ 試験実施状況

	4科目受験生			2科目受験生（注）		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
令和5年度	2,102	167	7.9%	1,572	416	26.5%
令和6年度	2,112	279	13.2%	1,542	560	36.3%
令和7年度	1,948	227	11.7%	1,313	389	29.6%

（注）「旅行業法」と「国内旅行実務」が免除になる『国内旅行業務取扱管理者試験有資格者』のデータです。

④ 受験科目の免除について

「国内旅行業務取扱管理者有資格者」は、合格の翌年以降に総合旅行業務取扱管理者試験を受験する場合、「旅行業法」「国内旅行実務」の2科目が免除されます。

総合旅行業務取扱管理者試験の試験不合格者のうち、「国内旅行実務」「海外旅行実務」のいずれか又は両方が科目合格した場合、翌年の試験においてのみ科目合格した科目が免除されます。

⑤ 試験科目と出題数と試験時間（4科目受験者）

午前 (80分)	① 旅行業法及びこれに基づく命令		(25問：100点)
	② 旅行業約款、 運送約款及び宿泊約款	旅行業約款	(20問：80点)
運送約款及び宿泊約款		(10問：20点)	
午後 (120分)	③ 国内旅行実務	国内観光地理	(20問：40点)
		国内運賃・料金計算	(12問：60点)
	④ 海外旅行実務	国際航空運賃・料金計算	(8問：40点)
		出入国・海外実務	(8問：40点)
		出入国法令	(8問：40点)
		海外観光地理	(20問：40点)
語学（英語）	(8問：40点)		

⑥ 合格基準点

各受験科目で満点の60%以上を得点した者です。

⑦ 出題形式

マークシート方式です。記述問題は出題されません。

出題パターンは四肢択一問題です。

電卓（電子計算機）使用は不可です。

最近の試験傾向は、受験生に実際に計算させるのではなく、あらかじめ選択肢の中に計算過程が提示され、「正しい計算手順を理解しているか」を問う出題形式となっております。

「国内旅行実務」のうち「国内運賃・料金計算」では、「JR」「国内航空」「宿泊」「貸切バス」「フェリー」のそれぞれから問題が出題されますが、最も重要なのが「JR」で、本試験でも出題の中心となります。

Section 3 国内旅行業務取扱管理者試験 試験概要（例年）

① 受験資格

年齢・性別・学歴・国籍などに関係なく、誰でも受験することができます。ただし、過去に実施された旅行業務取扱管理者試験で不正行為を行い、一定期間受験が停止された者は受験することができません。

② 受験案内

国内旅行業務取扱管理者試験は年1回実施されます。

受験手続期間	6月中旬～7月上旬
受験受付方法	受験申請方法はインターネットに限る。 試験実施団体の一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA）が指定するウェブサイトより申請する。
受験手数料等	受験手数料8,000円＋システム利用料660円
試験実施日	9月上旬から9月下旬までの間で、受験者が選択した日時。申込及び受験は試験実施日程内で1回限りとなる。
試験地	47都道府県にある試験会場
合格発表日	10月中下旬
試験実施団体	一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA） 〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャスタイーストビル3階 ☎03-6277-6805（試験係） ホームページ https://www.anta.or.jp/

③ 試験実施状況（3科目受験生）

	受験者数	合格者数	合格率
令和5年度	8,458	3,016	35.7%
令和6年度	10,141	3,181	31.4%
令和7年度	9,759	3,330	34.1%

④ 受験科目の免除について

国内旅行業務取扱管理者試験の試験不合格者のうち、「国内旅行実務」に科目合格した場合、翌年の試験においてのみ「国内旅行実務」が免除されます。

⑤ 試験科目と出題数と試験時間（3科目受験者）

120分	① 旅行業法及びこれに基づく命令		(25問：100点)
	② 旅行業約款、 運送約款及び宿泊約款	旅行業約款	(20問：80点)
		運送約款及び宿泊約款	(5問：20点)
	③ 国内旅行実務	国内運賃・料金計算	(12問：48点)
その他旅行実務			
国内観光地理		(26問：52点)	

⑥ 合格基準点

各受験科目で満点の60%以上を得点した者です。

⑦ 出題形式

パソコンを使ったC B T試験方式です。

出題パターンは四肢択一問題です。

電卓（電子計算機）使用は不可です。

最近の試験傾向は、受験生に実際に計算させるのではなく、あらかじめ選択肢の中に計算過程が提示され、「正しい計算手順を理解しているか」を問う出題形式となっております。

「国内旅行実務」のうち「国内運賃・料金計算」では、「JR」「国内航空」「宿泊」「貸切バス」「フェリー」のそれぞれから問題が出題されますが、最も重要なのが「JR」で、本試験でも出題の中心となります。

また、運送・宿泊約款に基づく実務の知識を問う問題が出題されることがあります。

国内旅行実務

テキスト



●学習ポイント

JR運賃・料金計算を理解する上では「旅客営業規則（＝運送約款）」の知識が不可欠である。

また、本試験では「運賃」と「料金」を個別に求めさせる問題がほとんどであるため、「運賃」と「料金」の違いを正確に理解しておきたい。

さらに、「旅客の年齢区分」の理解も重要である。特に「幼児の無賃扱い」の考え方を押さえておきたい。

Section 1 旅客営業規則**1-1. 用語の定義**

「**旅客鉄道会社**」… 北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）、四国旅客鉄道株式会社（JR四国）及び九州旅客鉄道株式会社（JR九州）をいう。

「**旅客鉄道会社線**」… 旅客鉄道会社の経営する鉄道をいう。

「**幹線**」… 利用旅客の多い主要路線で、JR時刻表掲載のさくいん地図では“黒色”で表示される。

「**地方交通線**」… いわゆる「ローカル線」のことで、JR時刻表掲載のさくいん地図では“青色”で表示される。

「**新幹線**」… 東海道新幹線、山陽新幹線、九州新幹線、西九州新幹線、東北新幹線、北海道新幹線、上越新幹線、北陸新幹線の8路線のことをいう。

「**在来線**」… 新幹線以外のすべての路線のことをいう。

「**列車等**」… 旅客の運送を行う列車をいう。

「**急行列車**」… 特別急行列車（特急）及び普通急行列車（急行）をいう。新幹線は特急に含まれる。

「**普通列車**」… 急行列車以外の列車をいう。

「**特別車両**」… グリーン車、グランクラス及びA寝台をいう。

「**乗車券類**」… 乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券をいう。

「**指定券**」… 指定急行券、指定特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券をいう。

「**旅行開始**」… 旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

1-2. 消費税の取扱い

JRの運賃・料金には、消費税（地方消費税を含む。）が含まれている。

1-3. 契約の成立時期

JRの運送契約の成立時期は、原則として、「旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類の証票の交付を受けた時」である。

1-4. 期間の計算方法

期間を計算する場合は、原則として、その初日は期間の長短にかかわらず1日として計算する。（即日起算）

Section2 運賃と料金

2-1. 運賃と料金

「運賃」とは、旅客がJRを利用する場合に支払う、運送の対価のことで、「旅客運賃」という。「運賃」を支払うことによって交付されるのが「乗車券」である。

「料金」とは、「旅客運賃（＝乗車券）」に付帯するサービスの対価で、「急行料金」「特別車両料金」「寝台料金」「座席指定料金」などがある。「料金」のみを支払っても、JRを利用することはできない。

2-2. 金額の単位

JRの運賃・料金は、大人・小児・割引のいずれの場合でも、10円未満の端数は切り捨てる。これを「端数整理」という。

なお、JR東日本のICカード乗車券利用可能エリア内においては、ICカード乗車券を利用する場合の普通運賃（IC運賃）は、1円単位となる。小児のIC運賃は、大人運賃の半額で、1円未満の端数は切り捨てる。

Section 3 乗車券類の種類

3-1. 運賃に関する乗車券類の種類 (=乗車券)

- ① 普通乗車券 (普通旅客運賃)
片道乗車券 (片道普通旅客運賃)
乗車経路が同一方向 (後戻りしない) に連続した区間を片道 1 回乗車する場合に発売される乗車券のことである。
- ② 回数乗車券
身体障害者用、知的障害者用、精神障害者用及び通学用の割引のものに限り発売している。
- ③ 団体乗車券 (団体旅客運賃)
- ④ 貸切乗車券 (貸切旅客運賃)

(※) 往復乗車券と連続乗車券は2026年3月で発売が終了する。往復・連続の行程利用の場合、2枚の片道乗車券を購入することとなる。

3-2. 料金に関する乗車券類の種類 (=料金券)

- ① 急行券 (急行料金)
 - a. 特別急行券 (特別急行料金)
 - 指定席特急券 (指定席特急料金)
 - 自由席特急券 (自由席特急料金)
 - 立席特急券 (立席特急料金)
 - 特定特急券 (特定特急料金)
 - 未指定特急券 / 座席未指定券 (指定席特急料金)
 - b. 普通急行券
- ② 特別車両券 (特別車両料金)
 - 特別車両券 (A) (特急・急行列車のグリーン/グランクラス料金)
 - 特別車両券 (B) (普通列車のグリーン料金)
- ③ 寝台券 (寝台料金)
 - A寝台券 (A寝台料金)
 - B寝台券 (B寝台料金)
- ④ 座席指定券 (座席指定料金)

Section 4 旅客の年齢区分

4-1. 年齢区分

JRの年齢区分は以下の通りである。

区分	年齢	備考
大人	12歳以上 (中学生以上)	12歳以上13歳未満の小学生児童は小児扱い
小児	6歳以上12歳未満 (小学生)	6歳以上7歳未満の小学校入学前の者は幼児扱い
幼児	1歳以上6歳未満	単独で旅行する場合や単独で指定席を利用する場合は小児扱い
乳児	1歳未満	単独で指定席を利用する場合は小児扱い

4-2. 小児の運賃・料金

小児の片道普通旅客運賃、急行料金及び座席指定料金は、大人それぞれの旅客運賃・料金を半額にし、端数整理した額である。

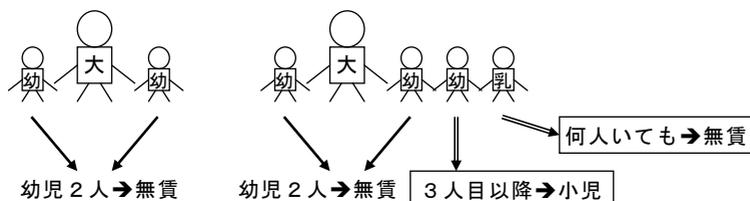
ただし、グリーン料金、グランクラス料金及び寝台料金は、大人・小児同額である。

4-3. 幼児と乳児の無賃扱い

幼児又は乳児については、旅客運賃・料金を収受しない。

ただし、次に該当する場合は、小児の運賃・料金を収受する。

- ① 幼児が幼児だけで旅行するとき
- ② 幼児が、乗車券を所持する大人又は小児の旅客に2人をこえて随伴されて旅行するとき、3人目からの幼児
- ③ 幼児又は乳児が、指定制の座席又は寝台を、幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき



●学習ポイント

JR 運賃計算の規則は、かなり複雑で、すべてを学習することは難しいが、試験に合格するためにはすべてを理解する必要はない。繰り返し計算を行うことによって、規則が身についてくるはずである。

本試験で出題される運賃計算の問題は、運賃計算の特例に関する運賃の計算方法を問うものが多いが、運賃計算の基本ルールが理解できていれば、難しいものではない。『運賃計算の基礎』と『JR 各社とまたがる場合』をしっかりと理解しておきたい。

Section 1 運賃計算の基礎**1-1. 運賃計算の原則**

JR の運賃計算は、原則として、旅客が実際に乗車する経路及び発着の順序により、各駅間に定められた距離（キロ数）を加算し、その区間に該当する運賃表から求める。

運賃は、基本的に、乗車区間が長くなればなるほど運賃が割安になる。これを「遠距離逓減制」という。

運賃計算する場合は、行程が片道で連続して乗車する場合に限り、距離を通算して運賃を算出する。

行程の全部又は一部が往復となる場合は、折り返しとなる駅でキロ数の通算を打ち切って、区間を分けて運賃を算出する。

JR の運賃計算の手順は以下の通りである。

【手順 1】 実際に乗車する区間の距離（キロ数）を求める。
距離計算する際に生じる 1 キロ未満は 1 キロに切り上げる。

【手順 2】 距離（キロ数）を該当する運賃表に照らし合わせて運賃額を求める。

1-2. 幹線と地方交通線

① 幹線

比較的利用旅客の多い主要路線で、JR時刻表掲載のさくいん地図では“黒色”で表示される。「営業キロ」のみが表示されている。

② 地方交通線

「幹線」以外のいわゆる「ローカル線」のことで、JR時刻表掲載のさくいん地図では“青色”で表示される。「営業キロ」のほかに「換算キロ」・「擬制キロ」が表示されている。「幹線」と比較すると運賃が約1割増になっている。

1-3. JR各社の普通旅客運賃表

JR東海とJR西日本の運賃は共通であるが、JR北海道とJR東日本とJR四国とJR九州の運賃はそれぞれ独自の運賃を定めている。

JR北海道とJR東日本とJR東海とJR西日本には幹線用と地方交通線用の2種類の運賃表があるが、JR四国とJR九州の運賃表は1種類である。

1-4. 距離(キロ数)

① 営業キロ

すべてのJR線に設定されている距離のことで、各駅間の実測した距離によって定められている。各駅間の営業キロは0.1キロ単位で定められている。

② 換算キロ・擬制キロ

地方交通線のみを設定されている距離のことで、地方交通線の営業キロの約1割増の距離になっている。JR北海道とJR東日本とJR東海とJR西日本では「換算キロ(旅客営業規則では「賃率換算キロ」という。）」、JR四国とJR九州では「擬制キロ」という。運賃計算にのみ使用する。

③ 運賃計算キロ

幹線の乗車区間の営業キロと、地方交通線の乗車区間の換算キロ・擬制キロを合計した距離のことで、運賃計算にのみ使用する。

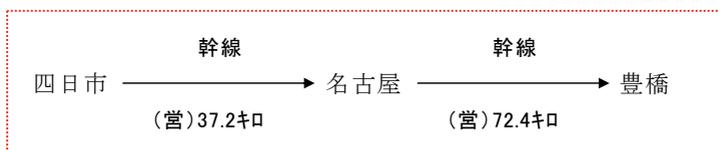
1-5. 幹線内相互発着の場合の運賃計算

営業キロ(営)のみ表示されているのが「幹線」である。

J R 北海道内、J R 東日本内、J R 東海内及び J R 西日本内の幹線のみを利用する場合は、営業キロで「J R 北海道内の幹線の普通運賃表」「J R 東日本内の幹線の普通運賃表」又は「J R 東海内・J R 西日本内の幹線の普通運賃表」を見る。

J R 四国内及び J R 九州内の幹線のみを利用する場合は、営業キロで「J R 四国内の普通運賃表」又は「J R 九州内の普通運賃表」を見る。

〔例題 1〕 J R 東海内



〔資料 1〕

※ J R 東海内の幹線の普通運賃表 (鉄道駅バリアフリー料金は含まない。)

営業キロ	片道運賃
101km ~ 120km	1,980円

〔計算 1〕

(四日市～豊橋) 37.2キロ+72.4キロ=109.6キロ(切り上げ) → 110キロ

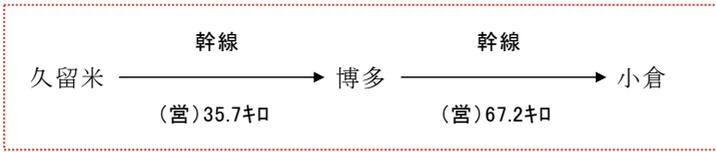
〔J R 東海社内の幹線の普通運賃表〕 → 1,980円

(小児: 1,980円 ÷ 2 = 990円)

★ 「鉄道駅バリアフリー料金制度」について

都市部において利用者に薄く広く負担してもらい、バリアフリー化を進める制度である。名古屋地区・大阪地区の一部区間において、鉄道駅バリアフリー料金(大人片道普通運賃: 10円)を運賃に加算して合わせて収受される。小児の普通運賃は、鉄道駅バリアフリー料金を加算した大人運賃の半額である。

〔例題2〕 JR九州内



〔資料2〕

※ JR九州内の普通運賃表

営業キロ (運賃計算キロ又は擬制キロ)	片道運賃
101km ~ 120km	2,420円

〔計算2〕

(久留米～小倉) $35.7\text{キロ} + 67.2\text{キロ} = 102.9\text{キロ}$ (切り上げ) $\rightarrow 103\text{キロ}$
〔JR九州内の普通運賃表〕 $\rightarrow 2,420\text{円}$

MEMO